

09. 環境配慮指針（プラスチック加工業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙 焼却炉	悪臭 焼却炉、射出成形時排気
騒音振動 空気圧縮機、プラスチック成形機（射出成形機）、製品の集配作業等（荷物の積み下ろしなど）	

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
ばい煙	ボイラー	大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法
	廃棄物焼却炉	
水質汚濁	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	水質汚濁防止法
	医薬品若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	
	ゴム製品製造の用に供する混練施設	県条例
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
	合成樹脂用射出成形機	
振動	圧縮機	振動規制法、県条例
	合成樹脂用射出成形機	

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮をお願いします。

プラスチック成形機は著しい騒音と悪臭を発生させます。騒音防止のため窓を閉めて操業できるよう、適正な空調等への配慮をお願いします。また、悪臭が近隣の生活環境へ影響を及ぼすことがないように、悪臭処理施設の設置を検討してください。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）